

○東大阪市議会政務活動費調査等協議会条例

平成26年10月14日東大阪市条例第44号

改正

令和3年12月28日条例第54号

東大阪市議会政務活動費調査等協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項の政務活動費の透明性の確保及び適正な使用に関する事項を調査審議するため、議会に東大阪市議会政務活動費調査等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会を組織する委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他議長が適当と認める者

2 前項に掲げる者のうちから委嘱する委員は、2名以上とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係人の出席)

第6条 協議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、会派の代表者その他の関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集等)

2 第2条第1項の規定による委嘱後最初の協議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における協議会の運営は、議長が行う。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年東大阪市条例第107号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年12月28日条例第54号）
この条例は、公布の日から施行する。